

知事許可 漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機 関の馬力 数	船舶の 総トン数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数又は 漁業者の数	漁業を営む者 の資格	長崎県漁業 調整規則第 14条第1 項第1号に 規定する知事 が別に定める 継続の許可 対象の有無	長崎県漁業 調整規則第 14条第1 項第4号に 規定する知事 が別に定める 承継の許可 対象の有無	漁業法第58条で読替 えて準用する同法第42 条第1項に規定する許 可又は起業の認可を申 請すべき期間	長崎県漁業調整規則 第8条第2項に規定 する許可又は起業の認 可をするかどうかの判断 に関し必要と認める書 類	漁業法第58条で読替え て準用する同法第44条 第1項に規定する許可等 の条件
潜水器 漁業	あわび、さざ え、なまこ、 いな潜水器 漁業（上 五島地 区）	共同漁業権五共第14号、15号、16号の区域のうち、以下の3項 の区域を除いた区域。 (1) 干潮時において、水深5m未満の区域。 (2) 金剛崎と折島南端を結ぶ線、折島北端からタロミ瀬及び横崎鼻 までを結ぶ最高高潮時海岸線によって囲まれた区域。 (3) 矢堅ノ鼻北端と新上五島町奈摩郷と同町曾根郷との最高高潮 時海岸線における境界を結ぶ線と、最高高潮時海岸線によって 囲まれた区域。	あわび、さざえ、 いな 8月1日から 10月31日まで、 12月21日から 5月31日まで なまこ 12月21日から 3月31日まで	定め なし	定め なし	10	長崎県 南松浦郡 新上五島町 網上郷、 奈摩郷、 青方郷、 船崎郷、 相河郷、 三日ノ浦郷、 今里郷、 道土井郷、 続浜ノ浦郷、 飯ノ瀬戸郷 に住所を有す る漁業者であ ること。	対象 としない	対象 としない	令和6年4月30日 から 令和6年5月29日 まで	①申請理由書 ②申請者の住民票 の抄本 (法人にあっては、 定款及び登記簿抄 本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明 書 ⑤漁業許可等の適 格性に関する申立 書 ⑥漁業権者等の同 意書 ⑦潜水士免許証の 写し	1. 午前7時から 午後5時までしか 操業してはならな い。 2. マスク式、ヘル メット式、ナルギール 式以外の潜水器 具を使用してはなら ない。